

【1998年2月23日】平成10年度社会保険診療報酬改定の概要
中央社会保険医療協議会

平成10年度社会保険診療報酬改定の概要

1. 改定の考え方

今回の改定は、医療機関等における人件費・物件費の上昇に相当するものとして1.5%の改定（医科1.5%、歯科1.5%、調剤0.7%）を行うとともに、医科については、長期入院の是正や検査・画像診断の適正化等の合理化を行い、その合理化相当分の財源を急性期医療の評価や患者に対する情報提供の推進等に充てることとしたものである。

2. 改定内容

(1) 診療報酬の合理化に関する項目

在院日数の短縮や長期入院の是正を図るため、入院時医学管理料及び看護料の届出要件である平均在院日数の短縮及び新規設定を行う。

患者数にふさわしい医師等・看護要員の人員配置を推進し、在院日数の短縮化を図るため、医療法で定める標準人員を満たさない医療機関については、入院時医学管理料及び看護料の減額措置を強化する。

過剰検査を是正する観点から、検体委託料の実勢を考慮し、各種検体検査料について引き下げを行う。

コンピューター断層撮影及び磁気共鳴コンピューター断層撮影について、最近の購入価格の実勢や撮影回数伸びを考慮し、両検査料の引き下げを行う。

医療機関の実情等も踏まえ、病衣貸与加算について、廃止する。

(2) 医療の質の向上等に関する項目

人件費等の上昇への対応分として、各機種の人件費に関連する代表的な技術料等の点数を引き上げる。

急性期入院に係る医学管理等を評価するため、一定期間内を条件とする救命救急入院料及び特定集中治療室管理料の引上げ等を行う。また、在院日数の短縮化を図るため、加算による評価が行われている日帰り手術の対象範囲の拡大を行う。

医療機関等の機能に応じた評価を行うため、昨年の医療法改正で新設された地域医療支援病院及び療養型病床群を有する診療所について、その機能にふさわしい評価を行うとともに、特定機能病院における高度な医療機能を評価する。

医師等による患者への情報提供を推進するため、昨年導入された入院診療計画加算を一般病棟から他の病棟にも拡大する。

小児の心身の特性に応じた評価を行うため、入院時医学管理料及び看護料の乳幼児加算等を引上げる。

在宅医療を推進するため、退院前訪問指導料等の引上げ、重症者管理加算等の新設及び一定の疾病に対する訪問回数制限の緩和等を内容とする訪問看護の充実・強化を行う。

生体部分肝移植等高度先進医療からの保険導入を図るほか、在宅血液透析指導管理及び臍帯血移植等の新しい医療技術の評価を行う。

小児（13歳未満）の齲蝕の再発抑制の充実を図るため、齲蝕多発傾向者に対する継続管理の評価を充実する。

在宅歯科診療の評価の一環として、歯科訪問診療等の評価する。一方、社会福祉施設等において1日に多数の患者に対して歯科訪問診療等を実施している場合には適正化を行う。

処方せん枚数の少ない薬局についても必要な機能を有する場合には、基準調剤加算の対象とする。